

2026年1月施行!

～下請法は取適法へ～ 改正ポイント説明会を開催します

令和7年5月に、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立しました(令和8年1月1日施行)。本改正のポイントや変更内容を解説する説明会を開催します。

開催日時 令和7年 **10月28日(火)** 午後1時～午後4時

開催場所 長野県 松本合同庁舎 2F 講堂(長野県松本市島立 1020)

開催方法 会場対面式

参加対象者 事業者様、地方自治体、産業支援機関、金融機関 等

定員 先着 100 名

参加費 無料

プログラム (1)取適法(下請法)の概要／改正内容について 公正取引委員会
(2)改正振興法について 関東経済産業局
(3)長野県の価格転嫁支援について 長野県

申込方法等 令和7年 **10月21日(火)**17時までに下記URLまたは
右の二次元コードの申込フォームからお申込みください。
※申込状況によっては期限後でも申込みいただけますので
下記の問合せ先までご連絡ください。



<申込フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/toriteki.html>

※詳細につきましては、別添のチラシをご確認ください。

その他 本説明会は各都道府県で開催しており、オンライン併用の開催をしている都道府県もございますので、今回ご参加が難しい方につきましては、上記URL または二次元コードから他県の日程をご確認いただき、参加をご検討ください。

(参考)新潟県:10月29日(水)、静岡県:11月5日(水) ※一部抜粋

長野県公式 LINE にご登録ください!

「事業者サポート」に☒していただく

産業支援情報を受け取ることができます。

[登録はこちらから](#) ⇒



(問合せ先)

担当 産業労働部 経営・創業支援課
中小企業支援係 三島、山口

電話 026-235-7195

E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp